

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年1月10日)

開催日及び場所			令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木曜日）農産局第 3 会議室	
委員			大田裕章（弁護士） 藤原 敏（法人参与） 塩幡勝典（公認会計士）	
審議対象期間			令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 3 0 日	
審議対象案件			189 件 うち、 1 者応札案件17件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 3 件 (抽出 3 %) (抽出率 60%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 － %)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	4 件 うち、 1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	1 件 うち、 1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[]	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第63回 令和6年11月28日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務（入札番号4）（一般競争契約）[整理番号10] （業務概要） ○外国産食糧用小麦の備蓄については、即時販売方式の導入により、平成22年10月以降、民間備蓄に全て移行し、不測の事態に備え、国は、製粉企業等が需要量の2.3か月分の備蓄を行った場合、1.8か月分の保管経費を助成する事業を実施している。 本業務は、保管経費の支払確認のため、第三者的な立場で在庫数量の確認ができる検量人の選定を行い、検量人は外国産食糧用小麦を備蓄している倉庫業者等に出向いて、毎月2.3か月の在庫を確認して、農林水産省に在庫の確認報告を行うものである。 今回の入札では、港湾運送事業法の検量業務の許可を受けている機関の中から、全国を11のブロックに分けて一般競争入札を行ったところ、本審査対象の入札番号4の応札者は1者であった。 ○落札者は、何か特殊な技術があって、他社では採算がとれないような価格で請け負うことが出来るのか。 ○過去3か年の入札契約状況を見ると全て1社応札となっているが、今後、応札者を増やすためにどのような取り組みが考えられるか。	○外国産食糧用小麦の備蓄については、即時販売方式の導入により、平成22年10月以降、民間備蓄に全て移行し、不測の事態に備え、国は、製粉企業等が需要量の2.3か月分の備蓄を行った場合、1.8か月分の保管経費を助成する事業を実施している。 本業務は、保管経費の支払確認のため、第三者的な立場で在庫数量の確認ができる検量人の選定を行い、検量人は外国産食糧用小麦を備蓄している倉庫業者等に出向いて、毎月2.3か月の在庫を確認して、農林水産省に在庫の確認報告を行うものである。 今回の入札では、港湾運送事業法の検量業務の許可を受けている機関の中から、全国を11のブロックに分けて一般競争入札を行ったところ、本審査対象の入札番号4の応札者は1者であった。 ○入札に参加しなかった業者にヒアリングした限り、特別な理由はなく、企業努力の結果と考えられる。 ○採算がとれないため入札に参加できないということであれば、採算がとれる水準になるまで予算を確保する等の対応も考えられるが、財政当局との交渉になるので難しい。
2 令和6年産政府備蓄米買入契約0千トン（一般競争契約）[整理番号136] （業務概要）	○国は、政府備蓄米の適正な備蓄水準を100万トン程度で運用し、主食用途に備蓄米の販売を

○0千トンと書いてあるのはどういう意味か。 ○この備蓄米というのは、どのレベルを意識されているのか。また、食味や銘柄等は考慮されないのか。	行わない棚上備蓄を実施している。 基本的な運用としては、国は毎年5年間持ち越した20万トン程度の政府備蓄米を飼料用等の用途に売却している。 今回の一般競争入札の応札者は18者で、個人が落札した。 ○千トン単位で四捨五入して、1から500トン未満を0千トンとしている。 ○米の品質は農産物検査でグレードを決めることになっており、1等米から3等米までになっている。 農産物検査では、食味の検査はなく、見た目だけの検査になる。被害粒や着色粒が多ければ、2、3等米となり、1等米の契約金額から割り引かれることになる。
3 政府備蓄米の無償交付の使用確認等調査業務（一般競争契約）[整理番号 164] (業務概要) ○無償交付の交付実績の状況は。 ○通常、現物支給について、追跡調査のようなことまでは行わないのではないか。	○国は学校等給食におけるごはん食の拡大を支援してきた政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、令和2年度から「食事提供団体（こども食堂）」や「食材提供団体（こども宅食）」においても食育の一環としてごはん食の推進を支援している。 本事業は、農林水産省農産局長が無償交付された政府備蓄米の使用状況等の調査業務を第三者機関に請け負わせるために、一般競争入札を行ったところ、1者の応札があった。 ○令和5年度では、全体で交付決定件数が486件、交付数量が140トン。こども食堂が157件、13トン、こども食卓が329件、127トンとなっている。 ○使用報告書を提出していただくが、交付された備蓄米が適切に使用・保管されているか等実態を把握するために調査を実施するもの。ま

	た、横流し等のような不適正事案が生じないように、抑止的な効果も期待している。
4 政府所有米麦情報管理システム運用支援業務（一般競争契約）[整理番号 188] （業務概要） ○受注業者が1年で変わると、事業の効率が悪くなったり不具合が生じたりするおそれがあるが、どう考えるか。今回の落札業者は、過去に受注したことがあるのか。 ○昨今、情報セキュリティの確保について、政府の方針が出ていると思うが、何か厳しくなった点等はあるか。	○国は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府所有米麦の売買等に関する業務を行うために、売買等に係る各種データの保持や、電子入札・見積合せ機能を有した政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）を平成26年度より稼働している。 本業務は、米麦システムの稼働状況の監視やソフトウェアの障害発生時対応、ハードウェア・ソフトウェアの脆弱性対応、米麦システムのデータ更新及び米麦システム利用者からの操作方法に関する問合せの受付・回答、その他米麦システムの安定運用の維持に関する業務を行うものであり、一般競争入札に付し、応札者が2者であった。 ○特定のベンダーに依存した、いわゆる「ベンダーロック」が掛かるような仕様書にはなっていない。大手ベンダーから中小のIT事業者まで広く入札に参加できるように配慮している。落札業者はシステム関連の調達には、今回初めて参加した。 ○政府全体で基本的な情報セキュリティ対策に関する指針が出ており、農林水産省でも情報セキュリティに関する共通仕様に基づいて対策を講じている。米麦システムに関しては、何か情報漏洩があったとか、サイバー攻撃によって被害が出たということは、これまで一度もない。

5 政府所有米麦情報管理システムプロジェクト管理等支援業務（随意契約）[整理番号1] （業務概要） ○令和元年度に続き、今回も不落随契契約になっているが、どのような理由が考えられるか。 ○今回の落札業者が数年にわたり続けて受注しているが、令和5年度で契約金額が跳ね上がっている理由はなにか。	○国は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府所有米麦の売買等に関する業務を行うために、売買等に係る各種データの保持や、電子入札・電子見積合せ機能を有した米麦システムを平成26年度より稼働している。 本事業は、この米麦システムを安定運用するためのプロジェクト管理等支援業務として、①米麦システムにおいて実施する改修業務やソフトウェア等バージョンアップ業務に関する進捗管理、②保守業務、運用支援業務、OSSサポート業務及び運用環境提供業務に関する支援、技術的助言を行うものである。 一般競争入札を行い、1社の応札があったが、再度入札を行っても予定価格に達しなかったことから、応札者と協議を行い、予算決算及び会計令に基づく随意契約を締結した。 ○上記4の落札事業者は、「農林水産省発注契約に関するアンケート」にご回答頂いているように、「障害復旧までのサービスレベルが、発生時の報告10分以内、切り分け対応可否含め60分以内」という参入要件に対してリスクが高いと判断したためと思われる。 ○IT業界は近年、人件費、特にプログラマーやシステムエンジニアの単価が毎年のように上昇してきている。 今回の落札事業者とは令和元年度から4年間の複数年契約を交わしていたので、その間、契約金額が抑えられていたが、今回、令和5年度単年度契約となったので、近年の人件費の上昇などが反映された結果と考えられる。
---	--

（注）予定価格が類推される内容は除いています。